

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

平成十八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二七・八・一八法六一）本則一条（平成二八・八・二七までに施行）

（定義）

第二条①（略）

②この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であつた者（代表者である者を含む）であつて、その推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ）のうち少なくとも一人対して当該特例中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く）又は持分をいう。以下同じ）の贈与をしたものをいう。

③この章において「後継者」とは、旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は当該贈与を受けた者から当該株式等を相続（遺贈若しくは贈与により取得した者であつて、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

④（改正により追加）

（後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る同意等）

第四条① 旧代表者の推定相続人は、そのうちの一人が後継者である場合には、その全員の同意をもつて、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。

一 当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二（略）

③②（略）
旧代表者の推定相続人は、第一項の規定による同意をする際に、併せて、その全員の同意をもつて、書面により、次に掲げる場合に後継者以外の推定相続人とすることができ、措置に関する定めをしなければならない。

一・二（略）

（後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る同意等）

第五条 旧代表者の推定相続人は、前条第一項の規定による同意をする際に、併せて、その全員の同意をもつて、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産（当該特例中小企業者の株式等を除く）の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第六条① 旧代表者の推定相続人が、第四条第一項の規定による同意をする際に、併せて、その全員の同意をもつて、当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めを、場合においては、当該定めは、書面によつてしなければならない。

② 旧代表者の推定相続人は、前項の規定による同意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

（合意の効力の消滅）

第二〇条（旧書略）

一（略）
三 当該合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となつたこと。

四（略）